

令和6年(健)第945号

令和7年8月29日

主文

後記「事実」欄第2の3記載の原処分は、これを取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、下記第2の3記載の原処分を取り消し、健康保険法(以下「健保法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の全額支給を求めることである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、慢性腎不全(以下「障害年金対象傷病」という。)により、障害の状態にあるとして、受給権を取得した年月を平成○年○月とし、その翌月から障害等級2級の国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金(以下、単に「障害基礎年金」という。)及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、単に「障害厚生年金」という。)と、障害基礎年金と併せて「障害給付」という。)の支給を受けていた。

2 請求人は、狭心症(以下「本件傷病」という。)による療養のため労務不能であったとして、令和○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「申請期間1」という。)、同月○日から同年○月○日までの期間(以下「申請期間2」という。)、同月○日から同年○月○日までの期間(以下「申請期間3」という。)、同月○日から令和○年○月○日までの期間(以下「申請期間4」という。)、同月○日から同年○月○日までの期間(以下「申請期間5」という。))及び同月○日から同

年○月○日までの期間(以下「申請期間6」という。)、申請期間1、申請期間2、申請期間3、申請期間4及び申請期間5と併せて「本件申請期間」という。)、申請期間1及び申請期間2については令和○年○月○日(受付)、申請期間3については令和○年○月○日(受付)、申請期間4については同月○日(受付)、申請期間5については同年○月○日(受付)、申請期間6については同年○月○日(受付)、○○健康保険組合(以下「保険者組合」という。))に対し、傷病手当金の支給をそれぞれ申請(これらの申請を、以下「本件申請」という。))した。

3 保険者組合は、請求人に対し、申請期間1、申請期間2、申請期間3、申請期間4及び申請期間5については令和○年○月○日付けで、申請期間6については同月○日付けで、本件申請期間について、いずれも理由を「障害年金が支給されるため。(法第108条3項)」として、それぞれの傷病手当金の一部を不支給とする旨の処分(以下「原処分」という。))をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

1 傷病手当金の支給については、健保法第99条第1項に、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給すると定められている。

また、健保法第108条第3項は、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は支給しない旨、ただし、そ

の受けることができる障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額。）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する旨規定している。

- 2 本件の場合、保険者組合が、前記「事実」欄第2の3記載の理由で行った原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件傷病が受給中の障害年金対象傷病と同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であるかどうかである。

第2 審査資料

（略）

第3 事実の認定及び判断

1 （略）

- 2 上記の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 傷病手当金と障害給付との調整については、健保法第108条第3項本文に、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき障害厚生年金の支給を受けることができる（同一支給事由による障害基礎年金を含む。）は、傷病手当金は、支給しないと規定されているが、同項ただし書に、その受けることができる障害給付の額につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、同法第99条第2項の規定により算定される額より少ないときは、当該算定額と同法第108条第3項の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額との差額を支給すると規定されていることから、障害給付の受給者であっても、その支給額につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が傷病手当金の額を下回るときは、その差額が支給されることとなる。

(2) また、健保法第108条第3項にい

う「同一の疾病」とは、一つの疾病の発病から治癒までをいうが、断続して療養を受けても同一疾病の継続しているものは一疾病とし、医師の付した病名が異なる場合であっても、疾病そのものが同一であることが明らかである場合は、同一の疾病に該当するとされている。また、「これにより発した疾病」とは、同一系統のものであるか否かを問わず、ある傷病を原因として発した疾病をいうが、前傷病が一旦治癒した後これを原因として発した疾病を含まないとされており、直接的、医学的因果関係があることのみが必要とされている。

(3) なお、障害年金については、国年法及び厚年法上の障害の程度の具体的認定に当たって、障害認定の公平を期するため、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「障害認定基準」という。）により取り扱うこととされており、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの障害認定基準に依拠するのが相当であると考えるところ、障害認定基準は、「第1 障害認定にあたっての一般的事項」の「2 傷病」で、「傷病」とは、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病を総称したものをいうとされ、「起因する疾病」とは、前の疾病又は負傷がなかったならば、後の疾病が起こらなかったであろうというように、前の疾病との間に相当因果関係があると認められる場合をいい、負傷は含まれないとされている。

(4) 障害年金診断書によれば、障害の原因となった傷病名として「慢性腎不全」、傷病の原因又は誘因として「腎硬化症」が掲げられ、初めて医師の診療を受けた日が「腎硬化症」の初診日である平成〇年〇月〇日とされていること、本件記録によれば、請求人は、慢性腎不全（障害年金対象傷病）により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月から障害等級2級の障害給付の支給

を受けていることが認められる。また、傷手申請書によれば、請求人は、傷病名を「狭心症」とし、労務不能期間を令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする申請を行っていること、令和〇年〇月分のa病院の診療報酬明細書によれば、請求人は、下肢閉塞性動脈硬化症で同病院に同月〇日から同月〇日まで入院したが、同明細書の患者基礎情報欄に、主傷病名である下肢閉塞性動脈硬化症に加え、入院時併存傷病名として末期腎不全が、入院後発症傷病名として本件傷病が挙げられており、その頃、病名の異なる本件傷病、障害年金対象傷病の一病態としての末期腎不全、下肢閉塞性動脈硬化症が併存していたことが認められる。さらに、同年〇月分のa病院の診療報酬明細書（主病名を下肢閉塞性動脈症とするもの）によれば、入院時併存傷病名として末期腎不全、高血圧症が挙げられ、障害年金対象傷病、下肢閉塞性動脈硬化症、高血圧症というそれぞれ病態も病名も異なる疾病が併存していたことが確認できる。

以上を前提として、本件の問題点について検討するに、保険者組合は、医師回答書において、狭心症と動脈硬化との関連性、動脈硬化の原因と血管の石灰化との関連性、血管の石灰化と高リン血症との関連性及び高リン血症と慢性腎不全（人工透析）との関連性並びに狭心症の発症と慢性腎不全の因果関係がいずれも（あり）と回答されていることから、本件傷病発症の原因は高度の動脈硬化であり、高血圧が動脈硬化発症の原因であること、さらに、障害年金対象傷病の原因も高血圧によって生じる高度の動脈硬化を原因とする腎硬化症であり、腎硬化症においては下肢閉塞性動脈硬化症など全身の動脈硬化所見が認められることを理由として、本件傷病と障害年金対象傷病は、高血圧という同一の症状から発した高度の動脈硬化により生じた疾病で

あるとして、本件傷病と障害対象傷病が関連した疾病であるとしている。しかしながら、保険者組合からの照会は、各回答欄の直前に、本件傷病あるいは障害年金対象傷病に関わる高血圧症、動脈硬化症、血管石灰化、高カルシウム血症や高リン血症についての家庭の医学書や日本透析医学会の診療ガイドラインにおいてされている説明を記述した上で、請求人における本件障害と障害年金対象傷病との間に因果関係が有りとする回答を誘導したもののうかがわれる上、各回答について具体的な根拠が示されているとはいえないから、医師回答をそのまま採用することはできない。そして、高血圧症は、病因にかかわらず高血圧を主体とする症状に対する傷病名であり、高血圧症の要因は単一ではなく、動脈硬化の要因として高血圧もその一つではあるがこれに限られるものではなく、本件の資料からは、請求人の動脈硬化の要因が高血圧であることを確認することはできない。また、本件傷病（狭心症）が、障害年金対象傷病の原因となった腎硬化症及び下肢閉塞性動脈硬化症と併存していることは明らかであるが、それら傷病の要因が同一の傷病であることは確認できない。さらに、高血圧症を罹患した場合において、狭心症を発症するような高度の動脈硬化が生じる蓋然性も、腎硬化症を原因とした慢性腎不全から狭心症が発症するという蓋然性も認められていないことから、本件傷病と障害年金対象傷病との間の相当因果関係も認められない。

- (5) そうすると、本件傷病と障害年金対象傷病が「同一の疾病」又は「これにより発した疾病」であることを理由として傷病手当金の一部を不支給とした原処分は妥当でないから、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。